

障害者差別解消法の施行に伴う東京都の対応状況について

1 法の概要

別紙「『障害を理由とする差別の解消を推進する法律』の概要」参照

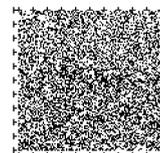
2 国の準備状況

- 各省庁等が職員対応要領及び事業者向け対応指針を公表
- 今後、地方公共団体が処理する事務（法第 22 条関係）等に関する政令の発出を予定

3 都の対応

法に規定されている地方公共団体の役割を適切に果たすため、全庁で、施行に向けた準備を進める

- 職員対応要領の作成
 - ・不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供、相談体制整備、職員研修・啓発等
 - ・具体例等を盛り込んだハンドブックの作成
 - 民間事業者等に対する対応指針等の周知・普及啓発
 - 都民に対する法や障害理解に関する普及啓発
 - 相談体制整備
 - ・既存の機関の活用・充実
 - 東京都障害者差別解消支援地域協議会（仮称）の設置
 - ・地域における差別に関する相談・紛争の防止・解決のためのネットワークの構築
- 等



障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

(障害者差別解消法^{〔平成25年法律第65号〕}) の概要

障害者基本法 第4条 基本原則 差別の禁止

第1項

障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止

何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

第2項

社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止

社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

第3項

国による啓発・知識の普及を図るための取組

国は、第1項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

具体化

I. 差別を解消するための措置

不当な差別的取扱いの禁止



合理的配慮の提供



具体的な対応

- (1) 政府全体の方針として、差別の解消の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）
- (2) 国・地方公共団体等 ⇒ 当該機関における取組に関する対応要領を策定 ※地方の策定は努力義務
事業者 ⇒ 主務大臣が事業分野別の対応指針（ガイドライン）を策定

実効性の確保

●主務大臣による事業者に対する報告徴収、助言、指導、勧告

II. 差別を解消するための支援措置

相談・紛争解決

●相談・紛争解決の体制整備 ⇒ 既存の相談・紛争解決の制度の活用、充実

地域における連携

●障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携

啓発活動

●普及・啓発活動の実施

情報収集等

●国内外における差別及び差別の解消に向けた取組に関わる情報の収集、整理及び提供

施行日：平成28年4月1日（施行後3年を目途に必要な見直し検討）